



発表日 平成20年7月28日

本発表をもって解禁

阿賀川河川事務所
記者発表資料

平成20年度 国土形成事業調整費の概要について

- ◆ 平成20年度の国土形成事業調整費^{※1}について、阿賀川河川事務所においては1件 1.41億円の事業を実施します。
- ◆ この国土形成事業調整費の追加配分により、阿賀川下流狭窄部改修事業（津尻地区）の河道掘削を完了させ、地域の治水安全度の向上を図ります。

★ 国土形成事業調整費は年度途中に必要となった事業について、必要に応じて機動的な予算配分を行うための予算制度です。

※1：国土形成事業調整費は、国土形成計画に掲げられている主要戦略や地方再生、地域の自立・活性化の実現に資する事業等を推進し、総合的な国土の形成を推進する「事業推進の部」、事業間の調整を行う「事業調整の部」及び事業の推進に必要な調査を行う「調査の部」の3つがあります。（社会資本整備事業調整費、都市再生プロジェクト事業推進費及び地域自立・活性化事業推進費を廃止し平成20年度に創設）

問い合わせ先：国土交通省 北陸地方整備局 阿賀川河川事務所

電話0242-26-6441（代表）

〒965-8567 福島県会津若松市表町2-70

副所長 佐々木 健一（内線204）

工務課長 柳 智之（内線311）

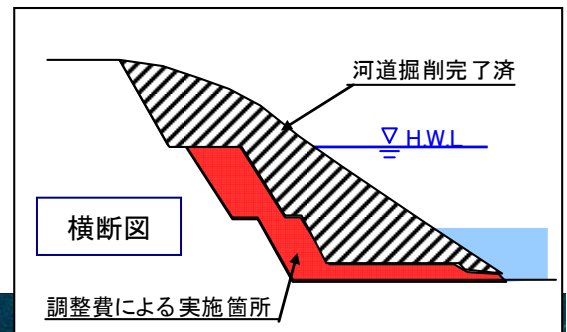
国土形成事業調整費（事業推進の部）

○阿賀川 阿賀川の改修推進（事業費 1.41億円）

施行地：福島県河沼郡会津坂下町津尻地先

阿賀川下流部は、川幅が狭くなる狭窄部となっており、出水時には狭窄部の影響による、水位のせき上げが起こり、上流影響区間において内水氾濫や堤防漏水等が発生しています。このため、流下能力が不足している狭窄部の河道掘削を昭和58年度より鋭意推進しています。

国土形成事業調整費により、平成10年度から10年間の長きにわたり重点的に進めてきた【津尻地区】の早期完成をはかることで、上流有堤区間の治水安全度を向上させることが可能です。



会津盆地のすべての流れが集中する下流狭窄部を開削し、流下能力の向上をはかります。

